

令和7年度 特定保健指導業務委託

【質問1】

項目 仕様書5 業務の内容

内容 ■7) 対面型実施

②共済組合が～対象者データを受託者に提供後、概ね1か月程度経過後の日程で初回面接日を調整～」とあるが受託者と面接者の事業主で日程調整を行うのか、もしくは日程は指定で受託者に依頼があるのか

【回答】 ■面接日程は、受託者と面接者及びその事業主（委託者を含む）で調整を行います。具体的な調整方法は、契約後、双方で協議することとします。

【質問2】

項目 仕様書5 業務の内容

内容 (イ) 遠隔実施 ②実施時間帯について

■「(a) 面接の予約は概ね24時間受け付けること（オンライン対応可）。」と「(b) 電話予約ができる体制を構築すること。」は(a)、(b)いずれも必要か、もしくはどちらか一方で良いか

■面談の予約は(a)、(b)それぞれ何件程度が見込まれるか

【回答】 ■面接の予約を概ね24時間受け付けることができれば、その際の受付方法は問いません。

併せて、電話予約（問い合わせを含む）が可能な体制を構築いただきますが、受付時間等は特に定めておりません。

■面談を予約する際に対象者の利便性が確保されていればその方法は問いませんので、予約方法による件数見込みはございません。

【質問3】

項目 仕様書4 委託対象者及び実施（利用）者数

内容 ■月ごとの対象者データ受領件数の目安（昨年実績等）はあるか

【回答】 ■月ごとのデータの受け渡しは、令和7年9月以降、令和8年の2月頃まで概ね月1回程度を予定しておりますが、健診数との関係でデータ数は一定ではなくばらつきがあり、正確な見込みは困難です。

例年の状況を勘案すると、10月のデータ渡し数をもっとも多くなると予想されます。10月受け渡しするデータ数は今回仕様でお示しした全体数の半数程度（約1000件、うち、遠隔型実施対象者は7割程度）となると見込んでおります。

【質問4】

項目 仕様書6 委託料の請求、支払い

内容 ■請求書は15日以降となる月があっても良いか。暦上、15日までに土・日・祝日が5日以上入る場合は翌月15日迄に送達できないケースが想定されるため。

■15日までの書面での請求が難しい場合、一旦PDF等電子データでの提供し後日書面での請求でも問題ないか。

【回答】 ■委託料の請求、支払いは原則仕様書6のとおりです。ただし、これにより難しい場合は契約書20条により協議してください。

■上記回答に同じ

【質問5】

項目 仕様書5 業務の内容

内容 ■オ納品物（ア）業務報告書は受託者の任意の書式で良いか

【回答】 ■業務報告が適正に行われれば書式は問いません。